

2020年6月29日

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の策定及び改定について

日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子

2014年7月、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）国際会議（メルボルン会議）において、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（Global Definition of Social Work、以下、新グローバル定義）が採択されました。新グローバル定義を受け、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）の中で、倫理綱領改正に向けた機運・動きが高まりました。

2018年2月2日、連盟代表者会において、2005年の倫理綱領の改定を行なうことが正式に承認され、構成4団体からの代表者3名（合計12名）からなる「日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会」の発足と事務局を日本ソーシャルワーカー協会が担当することが承認されました。

検討作業においては、2014年7月のIFSW「グローバル定義」を基本に、「アジア太平洋地域における展開」「日本における展開」を視野に入れ、2018年7月に改訂されたIF/IAの倫理（倫理原則に関するグローバルソーシャルワークの声明）との整合性について検証し、パブリックコメント（2019年5月～7月末日）による各団体の会員や関係者からの意見・提案等を取り入れるなど、多くの資料・意見等を参考にしながら進められました。

2020年5月15日の第15回委員会をWEB会議形式で行い、すべての作業が完了しました。その後、倫理綱領委員会（委員長 保良昌徳先生）の名のもとに、JFSWの代表者会議に（成文）として報告され、承認されました。

当初「ソーシャルワーカーの倫理綱領」は各団体の総会での承認をもって、公表の予定でしたが、新型コロナウイルスのため、当協会の総会が延期になり、6月中に総会を開催する他団体と足並みをそろえることができませんでした。時期が遅くなることは社会福祉士の教科書の改訂等への影響が多大であると判断し、当協会においては6月28日の理事会をもって承認とし、公表させていただきます。ご了解いただけますようお願いいたします。